

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十月一日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第二十六号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年広島県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二建設事務所の項中「課長」を「課長 担当課長」に改め、同表備考を備考1とし、同表備考に次のように加える。

2 建設事務所の項中「担当課長」とは、特定の事務名を付した職名のことをいう。

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。